

恵庭市長定例記者会見

日時：令和5年3月20日(火)15時

会場：第2・3委員会室

【次 第】

1. 開 会

2. 発 表

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対策 | ・・・・・・・・資料 1 |
| ② 骨髄バンクドナー支援事業 | |
| ③ 千歳市温水プール利用に係る連携協定 | ・・・・・・・・資料 2 |
| ④ ゼロカーボン・ロードマップ、クールチョイス普及啓発事業 | ・・・・・・・・資料 3 |
| ⑤ 恵庭市デジタル化推進計画実施計画 | ・・・・・・・・資料 4 |
| ⑥ オンラインによる転出・転入予約の開始 | ・・・・・・・・資料 5 |
| ⑦ 公金収納の収納方法の拡充及びキャッシュレス化 | ・・・・・・・・資料 6 |
| ⑧ えにわっこ応援センターの開設 | |
| ⑨ ガーデンフェスタ記念事業の実施 | ・・・・・・・・資料 7 |
| ⑩ 令和5年度の組織機構及び人事異動の概要 | ・・・・・・・・資料 8 |
| ⑪ 教育支援センター「学びの森」に関する協定書締結式 | ・・・・・・・・資料 9 |

3. 質 疑

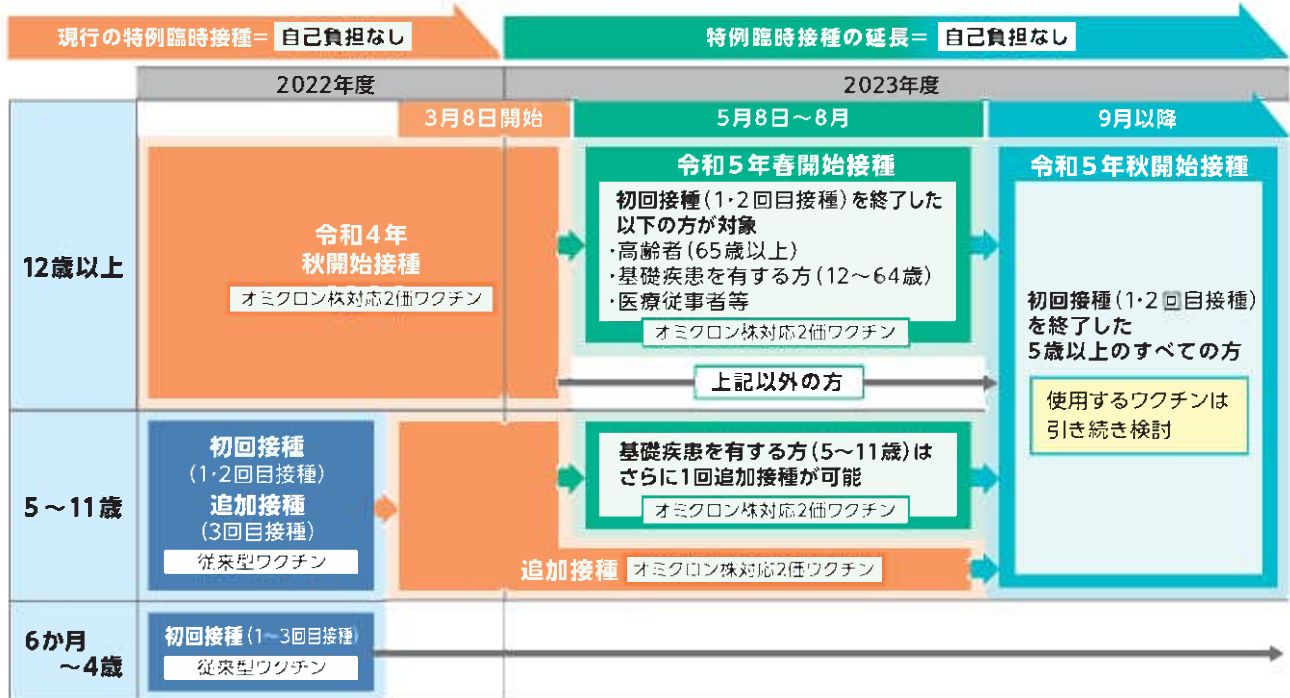
4. 閉 会



令和5年度も、すべての方に自己負担なしで 新型コロナワクチンを接種いただけます。



令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(注)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることとなります。

よくあるご質問

Q1.65歳以上の高齢者は令和5年度は必ず2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

- A1. 65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、秋から冬に1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。
接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。

Q2. なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか？

最後にワクチンを打ってからどれくらい間隔をあけてワクチンを打てばよいですか？

- A2. 65歳以上の方には、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは、新型コロナの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定期間の間に、接種を行うものです。
ここ数年、年末年始に流行がみられることから、5歳以上のすべての方を対象として令和5年9月から年末までの間に令和5年秋開始接種を行うことに加え、ワクチンの重症化予防効果は高齢者等では6か月程度で低下するとの報告もあることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月～12月であったことから、高齢者の方等を対象に令和5年春開始接種を5月に開始します。
いずれの方についても、最終接種からの接種間隔は薬事上少なくとも3か月以上あけることとなっていますが、必ずしも3か月後に打つことをお勧めしているものではありません。接種を希望される方は、国が推奨している時期に接種を行うようにしましょう。

令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象者でない方(健常な12歳以上65歳未満の方)は、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず令和5年5月7日までに接種してください。

接種券については市町村ごとに対応が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

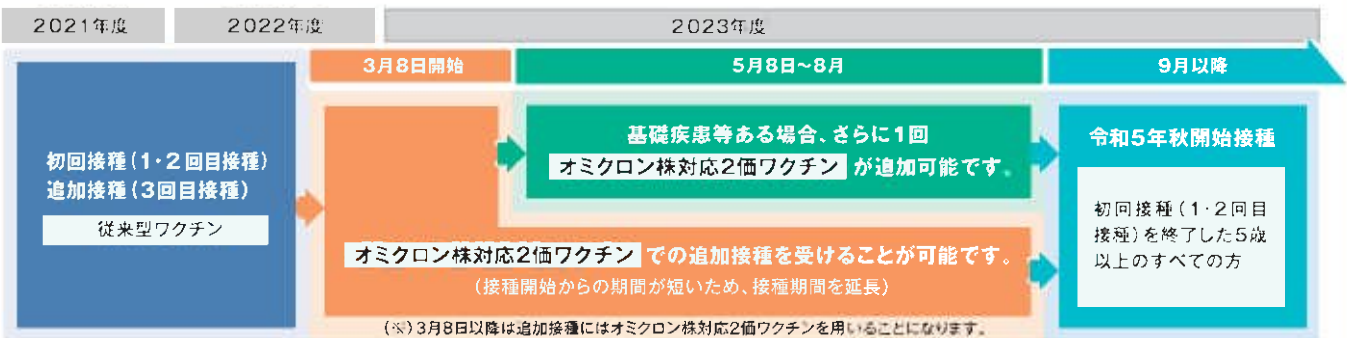
5歳から11歳のお子様への追加接種も

3月8日から、オミクロン株対応2価ワクチンになります。



5歳から11歳のお子様の接種スケジュール

- オミクロン株対応2価ワクチンは、少なくとも1・2回目接種を完了した5～11歳のお子様を対象です。
- 最後の接種から3か月以上、間隔をあけて接種します。ファイザー社の5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します(※)。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



初回接種(1・2回目接種)が
まだの方

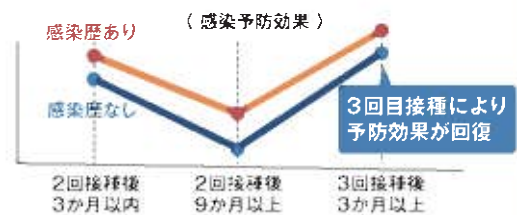
まずは、1・2回目接種(従来型)を受けてください。

(※) 1・2回目接種(従来型)が完了すれば、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

Q1. 3回目接種には、どのような効果がありますか?

A1. 3回目接種(従来型ワクチン)により、現在流行しているオミクロン株に対して、感染しにくくなる効果が期待できます。

米国において、5～11歳の子どもを対象とした研究で、従来型ワクチンの初回接種の効果は徐々に低下し、9か月以上経過すると大幅に低下すると報告されていますが、従来型ワクチンを追加で接種して3～5か月経過すると、新型コロナへの感染があってもなくても、感染予防効果は50～60%程度であったと報告されています。



出典: Quan FL, et al. Estimated SIRT102-2 Vaccine Effectiveness Against Infection With Delta and Omicron Variants Among US Children 5 to 11 Years of Age. JAMA Netw Open. 2022 Dec 1;5(12):e2240915.

Q2. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは、海外で使用されていますか?

A2. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは米国ですでに使用されており、安全上の大きな問題はないと報告されています。

米国においては、2022年10月から子ども用に使用されており、米国CDC(疾病管理センター)の報告によれば、80万回以上接種された実績に基づいて、安全性の評価が行われています。米国で接種を受けた方や親などの報告に基づくデータによると、発熱は約19%、疲労感約30%、頭痛は約20%の方に現れたとされています。また、医師等による報告に基づくデータによると、接種後の死亡や心筋炎と報告されたものはないとされています。

- ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。また、5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、ワクチンを受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

- 予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村等にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



千歳市温水プールの利用に係る連携協定について

1. 概要・目的

令和元年 8 月 30 日に締結した、「千歳市と恵庭市との連携施策の充実拡大に関する覚書」に基づき、恵庭市民が千歳市温水プールを利用する場合、千歳市民料金との差額を助成することで、市民がいつでもプール施設を利用することが出来る機会を確保し、水泳等を通じた健康づくりの推進を図ることを目的に両市及び関係機関との協定を締結し、令和 5 年度より試行事業として開始する。

2. 対象施設

- ・千歳市温水プール（千歳市流通 3 丁目 1 番地の 9）

3. 対象者

- ・千歳市温水プールを利用する恵庭市民

4. 協定内容

1) 千歳市温水プールの利用について

- ・恵庭市民が千歳市温水プールを利用する場合、千歳市民料金で利用することができる。
- ・恵庭市は、千歳市温水プールの指定管理者に対し恵庭市民の利用状況に応じ、千歳市民料金と市外利用料金の差額を支払うことを基本とする。
- ・本件に係る利用手法は、令和 5 年度からの試行事業として実施する。

2) 利用料金の差額の計算及び支払い方法

- ・恵庭市民利用者の人数把握や支払い方法等については、恵庭市、千歳市、千歳市温水プール指定管理者で協議を行い決定する。

5. 今後のスケジュール

今後の予定としては、本年 3 月に開催される「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」へ報告し、各委員のご意見をいただきながら、協定締結を進めて参りたいと考えております。

「ゼロカーボン・ロードマップ（案）」について

1 概要

- ・ 作成目的： ゼロカーボンシティの実現に向け、**市域全体で地球温暖化対策を計画的に推進**することを目的とする
 - ※ **市民・事業者・市**がそれぞれの役割において推進する取組をロードマップとして作成
 - ※ **令和8年度以降の施策について、進捗状況や実績等を勘案しながら施策の見直しを行い、更なる推進を図る**
- ・ 期 間： 令和5（2023）年度 ～ 令和12（2030）年度
- ・ 削減目標： 令和12（2030）年度における温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で**46%削減（年平均3.65%削減）**
- ・ ロードマップ（案）： 別紙 資料1 参照

2 市内事業者向けアンケートの実施について

- ・ 目 的： 今後におけるゼロカーボンシティ実現に向けた**施策検討の基礎資料**として活用することを目的とする
- ・ 期 間： 令和5年2月10日 ～ 24日
- ・ 対 象： 市内事業者（延べ1,327社）
- ・ 内 容：
 - ・ 現在実施している**脱炭素・省エネの取組、再エネの導入状況**
 - ・ **省エネ診断の実施状況**や今後の受診意向
 - ・ **温室効果ガスの排出量の把握、管理、見える化システムの導入意向、外**
- ・ アンケート様式： 別紙 資料2 参照

3 市民向けアクションプランについて

日常生活の中で、**脱炭素・省エネに向けた行動変容**を促すため、どのような**行動がどれだけの脱炭素・省エネに資する**のかを示した「アクションプラン」を作成中。

素案は3月下旬に開催予定の恵庭市環境審議会で審議し、意見・修正点などを反映後に公表予定
本市ホームページ、市公式Facebook、市広報誌、タウン誌（ちゃんと）など各種手法により、広く市民に周知する。

4 経過・スケジュールについて

令和5年1月30日：恵庭市環境審議会

- ・ ゼロカーボン・ロードマップ（案）報告
- ・ 事業者向けアンケート概要・様式報告

令和5年3月下旬：恵庭市環境審議会

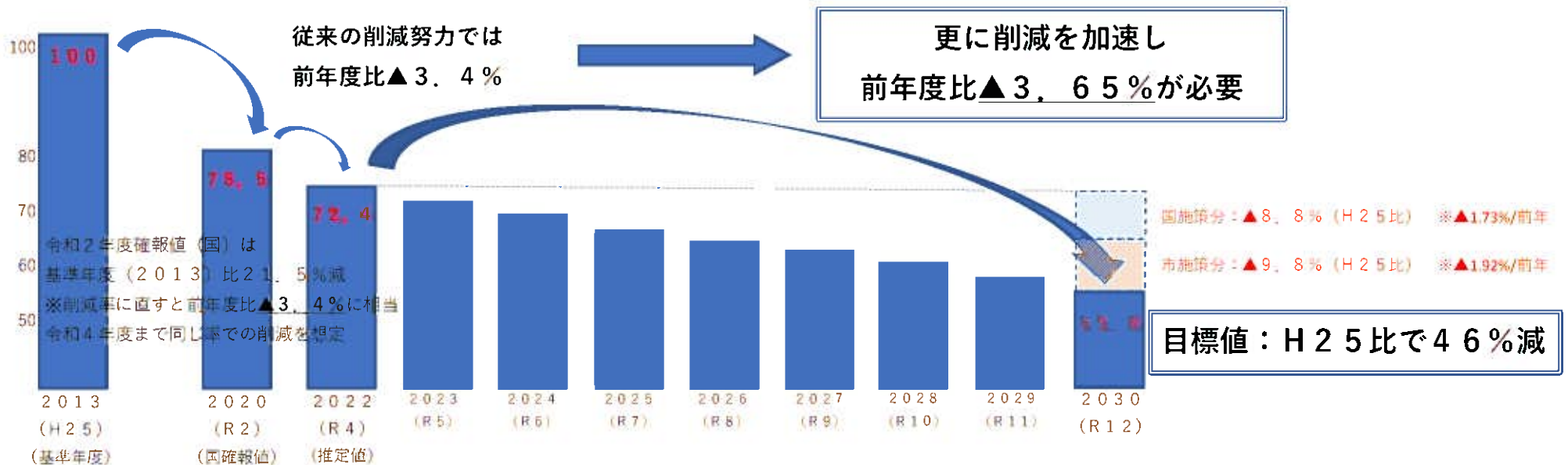
- ・ 事業者向けアンケート集計、分析結果報告
- ・ 市民向けアクションプラン（案）報告

令和5年6月：厚生消防常任委員会

- ・ 事業者向けアンケート集計、分析結果報告
- ・ 市民向けアクションプラン（案）報告

※ 常任委員会報告後、公表

① 目標値（2030年度）達成のための温室効果ガスの削減率・削減量設定



○R5(2023)～ 温室効果ガスの前年比削減率(目標値) 内訳

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
合 計	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%
国の施策分(エネルギー関係)	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%
クールチョイス	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%
従前分(国・道・市)	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%
更なる推進分	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%

削減率(前年比：%)

○R5(2023)～ 温室効果ガスの削減量(目標値) 内訳

部門	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
産業	更なる推進分： 640 t/年 (総削減分 9,300 t/年)							
業務	更なる推進分： 200 t/年 (総削減分 2,900 t/年)							
運輸	更なる推進分： 170 t/年 (総削減分 2,500 t/年)							
家庭	更なる推進分： 270 t/年 (総削減分 3,900 t/年)							
計	更なる推進分： 1,280 t/年 (総削減分 18,600 t/年)							

【考え方】基準数値～国確報値(環境省公表値)を採用する理由

○従来の区域施策編などでは産業出荷額の按分により温室効果ガスの排出量を「推定値」としていた

⇒工場誘致と産業活性化している都市の数字が実態とかけ離れる

※出荷額が好調な企業は削減努力分を数字上打ち消してしまう

○「確報値」は環境省が国全体の排出量を公表しているものであり、現年度から2年前の数字だが、区域施策編(市町村まで按分されたもの)については現年度から4年遅れの数字となる

※計画策定・見直し時の数字とするには「タイムリーではない」

⇒「本市の温室効果ガス削減量」は「国が示す全体の削減量(H25比)」「(確報値)を基に考える事が妥当である

「従前からの削減分 ▲3.4%」と「更なる推進分 ▲0.25%」について

1 2020年度 温室効果ガス排出量（確報値）

- (1) 国全体の2020年度 温室効果ガス排出量は2013年度比で▲21.5% (78.5%)
※ 環境省の最新データより（確報値）
- (2) 削減率▲21.5%から、平均削減率を計算すると▲3.4%/年
※ 2013年度から2020年度までの7年間の平均削減率
78.5% = 96.6% ÷ 7年間 = (100% - 3.4%) ÷ 7年間

2 従前からの削減分 ▲3.4%の内訳

国の施策分（エネルギー関係）（注1）			国民の自発的な取組 （クールチョイス等） （注2）	合 計
省エネ効果	排出係数の低減	小 計		
▲0.79%	▲0.94%	▲1.73%	▲1.67%	▲3.4%

（注1） 2030年度におけるエネルギー需給の見通し（令和3年9月 経済産業省）から算定
「省エネ効果」は技術革新によるエネルギー使用量削減によるもの
「排出係数の低減」は、主に発電分野の1kwhあたりのCO2排出量の改善によるもの
※ 2013年：0.52kg-CO2/kwh ⇒ 2030年：0.25kg-CO2/kwh

（注2） 「国民の自発的な取組」は、合計▲3.4%から国の施策分▲1.73%を差し引きして算定
※ 省エネ行動や機器の置換え、リサイクル活動など

3 国民の自発的な取組（従前分）について

国民の自発的な取組は、クールチョイスなど国が推奨するあらゆる年代を対象とした地球温暖化対策に資するあらゆる自発的行動喚起を促す国民運動で本市においても啓発活動を実施してきた。

本市での主な取組みは次のとおり。

項 目
クールチョイス賛同署名活動（R5.1 現在 計 5,739 筆、人口比 8.18%）
各種啓発イベント（環境エネルギー展の開催、産業祭・消費生活展への出展）
広報誌、タウン誌、ユーチューブにおけるクールチョイスの周知
保育園・幼稚園児への環境絵本の配布、小中学生へのパンフレットの配布
市民への省エネ設備等の導入補助（注3）

（注3） 省エネ設備等の導入補助は、地球温暖化対策への効果等を検証しながら平成25年度から令和3年度まで実施してきたが、今後のありかたを検討した結果、これまでに市民への導入促進に一定の役割を果たしたこと、補助する人数に限りがあることから令和3年度で補助を終了し、今後は多くの市民を対象として啓発活動を実施することとなった。

4 更なる推進について

2022年度から2030年度まで上記「2 従前からの削減分」だけを継続した場合、2030年度における46%削減は達成できないことから、クールチョイスの更なる推進が必要のため、更に削減を▲0.25%加速し、▲3.65%とする。

※ 72.4%（注4） × ▲3.65% ÷ 8年間 = 72.4% × 96.35% ÷ 8年間 = 53.8%（46%削減）
（注4） 令和4年度の温室効果ガス削減率

② 2030年度に向けたロードマップ ※更なる推進▲0.25%分

	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	2026～
産業 業務 運輸	【事前準備】 （A）事業者アンケート実施 ⇒市内企業（工業クラブ）へアンケート調査を行い、現行で実施されている省エネ策、温室効果ガス排出量把握状況等を調査 「見える化促進モデル事業」の検討及び事業者の参加確認 ・R5以降の事業計画作成	温室効果ガス削減量（目標値） 産業：640t/年 業務：200t/年 運輸：170t/年 計1,010t/年			※①～⑥については施策、事業の流れを表すもの 施策内容：R5～R7の3年間実施状況を踏まえて3年毎の見直しを基本とする 削減量：対前年△3.65%
		（A'）事業者の温室効果ガス排出量見える化促進モデル事業 【導入支援・情報収集・サポート】 ・システム導入依頼、支援、データ収集 ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒すぐに取り組む事が可能な項目の実施要請 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請 ①	【実施・サポート】 ・施策周知、対象企業拡大 ・システム利用データ収集 ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒より詳細な診断、分析と削減策提案 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請 ③	【実施・サポート】 ・施策周知、対象企業拡大 ・システム利用データ収集 ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒より詳細な診断、分析と削減策提案 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請 ・施策の検証・見直しに向けた検討 ⑤	
		【各種サービスの提供】 ・「温室効果ガス見える化」システムの利用権提供 ・脱炭素セミナーの開催 ・導入企業への融資提案、脱炭素工程表と行動計画策定の支援			
		（システム導入・情報提供） ■対象：工業クラブ24社 ・「温室効果ガス見える化」システム導入、利用、情報提供 ・啓発イベントへ参加 ②	【施策の実践・自主改善】 ・削減計画の設定、提出、実施 ・「省エネ診断」を基に自社削減策の実施 ・事業者補助施策の申請、実施 ・啓発イベントへの参加 ④	【施策の実践・自主改善】 ・削減計画の設定、提出、実施 ・「省エネ診断」を基に自社削減策の実施 ・事業者補助施策の申請、実施 ・啓発イベントへの参加 ⑥	
家庭	【事前準備】 （B）行動計画（アクションプラン）の作成 ⇒市の事業実施方針やアプローチ方法を定めた行動計画（アクションプラン）作成 ・R5以降の事業計画作成	温室効果ガス削減量（目標値） 家庭：270t/年			※①～⑥については施策、事業の流れを表すもの
		（B'）ゼロカーボンに向けた市民の行動喚起事業 【調査・分析・施策策定】 ・アクションプランの周知 ・道アプリの利用喚起 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づく施策の準備（モニター選定（100世帯）、アンケート等によるデータ収集、分析、実施への課題抽出、効果的施策の検討） ・道アプリ利用目標数検討、設定 ①	【施策展開・見直し】 ・アクションプランの見直し、改訂、周知 ・道アプリの利用喚起 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づいた施策実施 ・道アプリの利用データ分析に基づいた施策の検討 ・ナッジ手法に基づく分析・評価を基に「削減効果の大きい行動」の抽出 ③	【施策継続・見直し】 ・アクションプランの見直し、改訂、周知 ・道アプリの利用喚起 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づいた施策実施 ・道アプリの利用データ分析に基づいた施策の検討 ・「削減効果の大きい行動」を周知 ・施策、展開手法の検証、見直しに向けた検討 ⑤	
		【効果検証・施策検討など】 ・市民、事業者を含めた産学官参加型の「推進委員会（仮）」又は「環境審議会部会」の設置、運営 【学習・意識醸成】 ・先進事業者による講演会、パネルディスカッション等の開催			
		（C）道アプリ「家庭のCO2排出量見える化アプリ（仮称）」の利用喚起 ⇒広報紙、「ちゃんこ」、「FM e-niwa」、市ホームページなど ※利用世帯は随時募集・拡大			
		（D）「環境エネルギー展」、「うちエコ診断」、「COOL CHOICE賛同書」etc.の啓発事業			
		（行動開始・継続） ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・道アプリの利用参加 ・啓発イベント等への参加 ②	【行動継続・新施策の実践】 ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・道アプリの利用参加 ・啓発イベント等への参加 ・ナッジ手法に基づく施策の実践 ・道アプリの利用参加と、利用データ分析に基づいた施策の実践 ④	【行動継続・新施策の実践】 ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・道アプリの利用参加 ・啓発イベント等への参加 ・ナッジ手法に基づく施策の実践 ・道アプリの利用参加と、利用データ分析に基づいた施策の実践 ⑥	

令和4年度クールチョイス普及啓発事業について

1 実施事業の経過

(1) 各種イベントへの出展

① シン・えにわん産業祭2022 in はなふる

時期：令和4年9月27日

内容：・子ども向け工作教室（太陽電池搭載のLEDランプキット）

・イベント来場者に省エネやSDGsに関するパネル展示（石狩振興局協力）

・「ゼロカーボンおみくじ」（石狩振興局協力）

※ イベントの様子をFacebook（恵庭市、石狩振興局）に掲載

※ 子ども向け工作教室は、地域FM放送局「e-niwa」が取材、撮影を実施し、ゼロカーボンシティの啓発動画として公開予定（2（1）と関連）

② 恵庭消費生活展

時期：令和4年10月1日

内容：家庭向け省エネ診断の実施

※ 省エネ診断士が相談者の家屋、設備等を伺って診断し、家庭で取り組むことができる省エネ行動や機器等の導入提案、省エネに向けたアドバイス等を実施

(2) 市広報誌への特集記事掲載

時期：「広報えにわ」令和5年1月号掲載

内容：ゼロカーボンシティについて

※ 「みんなでつくるゼロカーボンシティ」をテーマに、脱炭素に関する背景から、本市の「ゼロカーボンシティ宣言」と、推進の強化について周知。市域一丸となって取組を行うことが削減目標達成（2030年までに2013年比マイナス46%）のために必要なことを啓発

2 今後実施する事業のスケジュール

(1) シン・えにわん産業祭におけるブース出展動画の公開

時期：令和5年3月

内容：ブース出展動画をYoutubeで公開

※ シン・えにわん産業祭2022 in はなふるにブース出展したパネル展、子ども向け工作教室の様子について、当日動画撮影を行っており、それを編集したものをゼロカーボン啓発動画として公開予定（制作委託先より納品後、恵庭市公式Youtubeチャンネルで公開）

(2) 市内事業者インタビュー（温室効果ガス排出量削減の取組など）ラジオ放送

時期：令和5年3月

内容：3社の市内企業に脱炭素の取組などをインタビューし、FM「e-niwa」で放送

※ 市内で先進的・積極的な環境対策を行っている事業者インタビューを行い、自社で行っている省エネ、脱炭素への取組をPRする内容でラジオ放送を実施。

※ 取材先（3社：サッポロビール㈱北海道工場、㈱明治 恵庭工場、北海道吉野石膏㈱）へインタビューを行い（実施済）、地域FMラジオ「e-niwa」での放送を予定。

○「シン・えにわん産業祭2022 in はなふる」ブース出展の様子
・子ども向け工作教室



・恵庭市Facebook投稿（石狩振興局の記事とシェア）



○「恵庭消費生活展」ブース出展の様子
・うちエコ診断



恵庭市デジタル化推進計画 実施計画の策定について

1. 恵庭市デジタル化推進計画 実施計画の位置づけ

- ・令和 4 年 3 月に策定した「恵庭市デジタル化推進計画」では、下記の 5 つの基本方針に基づく全庁的な情報化を推進することとしている。

- 基本方針1 市民利用サービスのデジタル化
- 基本方針2 行政事務のデジタル化
- 基本方針3 デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保
- 基本方針4 デジタルデバイド(情報格差)対策
- 基本方針5 動向を踏まえたデジタル化の推進

- ・基本方針に基づく、42の具体的な個別事業を実施計画にて策定する。
- ・「恵庭市デジタル化推進計画」及び「恵庭市デジタル化推進計画 実施計画」の計画期間は 2023 年度～2025 年度の 3 年間
- ・個別事業については、計画期間中の社会情勢や技術革新の状況を考慮し適宜見直しを行う。

2. 恵庭市デジタル化推進計画 実施計画

- ・別紙のとおり

恵庭市デジタル化推進計画 実施計画

※一部抜粋

令和5(2023)年3月

恵庭市

1. 実施計画の概要

本市においては、市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICT の効率的な利活用を推進するため、令和 4 年 3 月に「恵庭市デジタル化推進計画」を策定しました。

「恵庭市デジタル化推進計画」では基本理念に「デジタル技術を活用した新たな社会基盤の構築によるスマート自治体を目指して」を掲げ、5つの基本方針に基づき全庁的な情報化を推進していくこととしており、その具体的な個別事業を示すものとして、実施計画を策定します。

個別事業については「恵庭市デジタル化推進計画」に定められた推進体制の下、進行管理を行いながら着実に実行していきます。

また、計画期間中の社会情勢の変化や技術革新の状況などを考慮しながら、追加事業や廃止事業についても適宜見直しを行います。

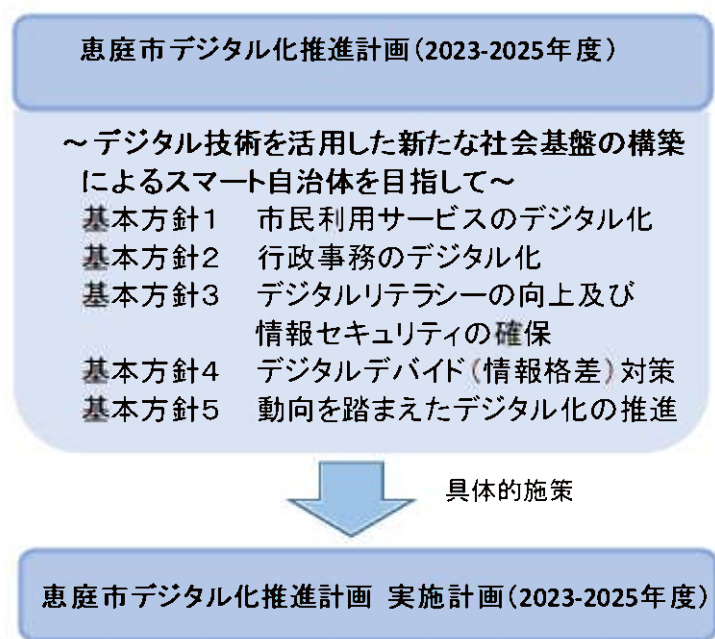


図1 実施計画の位置づけ

2. 施策の体系

基本方針	項目	事業番号	重点取組	個別事業名	スケジュール					
					R5		R6		R7	
					上期	下期	上期	下期	上期	下期
基本方針1 市民利用サービスのデジタル化										
窓口手続のデジタル化による市民の利便性の向上の実現やICT活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。										
(1)スマート窓口の推進										
	1-1	☆		行政手続のオンライン化	拡大					
	1-2			マイナンバーカード交付・更新・取得促進事業	継続					
	1-3			マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化	継続					
	1-4	☆		窓口支援システム(書かない窓口)の導入	検討	導入	拡大			
	1-5			窓口手数料等のキャッシュレス化	実施	検証	拡大			
(2)暮らしや安全・安心に関する情報化の推進										
	2-1	☆		災害対策本部デジタル化	実施	検証				
	2-2			クラウド型被災者支援システムの導入	検討					
	2-3			恵庭市公式アプリにわたかの活用促進	継続					
	2-4			SNSを活用した情報発信	継続					
	2-5			乳幼児健診事務のデジタル化	検討		導入	実施		
	2-6			遠方監視・気象観測装置の導入	調査	検討	導入			
	2-7			ARゴーグルの活用	導入	実施				
(3)学びと文化を育む環境の推進										
	3-1			公共施設への公衆無線LANの設置	検討	実施				
	3-2			小中学校ICT環境整備	継続					
	3-3			図書館ICT化整備事業	検討		実施			
基本方針2 行政事務のデジタル化										
本市におけるデジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を推進します。										
(1)業務効率化・働き方改革への取組										
	4-1	☆		永年保存文書の電子化	検討	実施				
	4-2			電子文書管理の導入	調査	検討				
	4-3			郵便料金計器・封入封緘機の導入	調査	検討	導入			
	4-4	☆		AI-OCR、RPAの利活用の推進	拡大					
	4-5			テレワークの推進	継続					
	4-6	☆		LINEを活用した市民サービスの導入	検討	導入	拡大			
	4-7	☆		公用スマートフォンの導入	導入					
	4-8			デジタル化に向けたBPR(業務プロセスの見直し)	検討		実施			検証
	4-9			議事録作成支援ツールの導入	検討		導入			
	4-10	☆		電子入札システムの導入	検討	導入	試行		実施	
	4-11			工事及び設計に関する競争入札参加資格審査申請受付事務デジタル化	検討		導入			
	4-12			住居表示GISデータ作成業務	調査	検討				
	4-13			廃棄物処理手数料口座振替システムの導入	導入					
	4-14			学童クラブ運用システムの導入	導入					

基本方針	項目	事業番号	重点取組	個別事業名	スケジュール					
					R5		R6		R7	
					上期	下期	上期	下期	上期	下期
		4-15		歳入還付口座振込情報のデータ伝送化	実施					→
		(2) 情報システム改革等								
		5-1	☆	基幹系システムの標準化・共通化	継続					→
		5-2		庁内のコミュニケーション手段(ビジネスチャット等)の導入	導入					→
		5-3		デジタルを活用したオフィス改革	調査	→	検討			→
基本方針3 デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保 職員のデジタルリテラシーの向上を図るとともに個人情報の流出や高度化・巧妙化するサーバー攻撃などの事故に対し、市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティを確保する取組を推進します。										
		(1) 職員のデジタルリテラシー向上								
		6-1		デジタル化推進をテーマとした職員研修	継続					→
		(2) 推進体制の確保								
		7-1		ICT人材(外部人材)の確保	検討					→
		(3) 個人情報漏洩対策								
		8-1		情報セキュリティ対策の強化	継続					→
基本方針4 デジタルデバйд(情報格差)対策 ICT の利活用における格差が生じることのないよう取組を推進します。										
		(1) 情報格差への取組								
		9-1		スマホ教室の開催	継続					→
		9-2	☆	デジタル技術活用支援	検討	→	実施			→
基本方針5 動向を踏まえたデジタル化の推進 社会全体のデジタル化は今後も更に加速するため、最新技術の情報収集を行うとともに、その技術が市民の利便性やサービスの向上に寄与するか将来を見据えた視点に立ち推進します。										
		(1) オープンデータの推進								
		10-1		オープンデータ(公開)の推進	拡大					→
		(2) 新たな情報通信技術を活用した取組								
		11-1		女性デジタル人材の育成	検討					→
		11-2		スマート農業の推進	実施					→
		11-3		ワーケーションの推進及びリモート対応型企業の誘致促進	継続					→

【項目別事業数】

項目	事業数	
基本方針1	(1) 5 (2) 7 (3) 3	15
基本方針2	(1) 15 (2) 3	18
基本方針3	(1) 1 (2) 1 (3) 1	3
基本方針4	(1) 2	2
基本方針5	(1) 1 (2) 3	3
		42

3. 具体的な個別事業

基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

(1) スマート窓口の推進

事業番号	1-1	事業名	【重点取組事項】 行政手続のオンライン化
所管課	総務課・各課		
現状と課題	令和 4 年度中に HARP 電子申請を用いて総務省の「自治体 DX 推進計画」で示された 27 の国民の利便性向上に資する手続き(子ども関係、介護関係など)などについてはオンラインでの手続きが可能な状態となるが、そのほかの行政手続ではオンラインで完結するものは少なく、ほとんどのオンラインでの手続は様式のダウンロードにとどまっている。		
取組内容	オンライン手続の拡大に向け「デジタル・ガバメント実行計画」記載の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」58 手続や他市事例等を参考に、各課の手続について状況を調査しながらオンライン化対象手続の検討や施設予約システムを活用した受付業務オンライン化の実施、HARP 電子申請の使用法について研修を行っていく。 また、令和 7 年度の基幹システム標準化後に利用するシステムについても検討を行っていく。		
期待される効果	・24 時間都合のつく時間に手続ができ、来庁する必要がなくなる。 ・窓口対応にかかる時間の短縮や記入漏れ等の減少。 ・申請されたデータをシステムに入力する作業の効率化または削減。		
達成目標 (評価指標)	・オンライン化する手続の拡大 ・令和 8 年度以降のオンライン化システムの決定 ・オンライン化に関する研修会開催		
実施工程表 (スケジュール)	R5 年度	R6 年度	R7 年度
	対象事業の検討・拡大 説明会の実施 R8～利用システムの 検討	対象事業の検討・拡大 説明会の実施 R8～利用システムの 検討	対象事業の検討・拡大 説明会の実施 R8～利用システムの 検討

※オンライン化・・・インターネットなどの情報通信技術を用いて行うこと。

※HARP 電子申請・・・株式会社 HARP のシステムによる電子申請。HARP は地方自治体が効率的・効果的に電子自治体化を実現するために北海道と市町村が「北海道電子自治体共同運営協議会」を設立するとともに、情報システムの構築や運営を担う事業体として設立された企業。

基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

(1)スマート窓口の推進

事業番号	1-3	事業名	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化		
所管課	市民課				
現状と課題	(現状)転出及び転入の手続きは、原則、本人(又は同一世帯員)が役所へ来庁して行う。 (課題)役所の開庁時に来庁する必要があるため、仕事の都合や遠距離に住むなど、来庁すること自体が困難な方にとっては手続きのハードルが高くなっている。また、年度の切り替わり時期には転出者及び転入者が殺到し、窓口混雑による待ち時間の増加、事務処理ミスの危険性が上がってしまう。				
取組内容	マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで転出届及び転入予約を行えるよう既存住基システムを改修する。これにより、転出手続きはオンラインで完結し、転入手続きでは、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)による事前準備を行うことができる。				
期待される効果	・転出時の来庁が不要となる。 ・転入時の待ち時間や手続き時間の短縮、窓口での届出書類作成の負担軽減が期待できる。 ・転出時の事務負担が大幅に削減される。 ・転入時の手続きでは、事務処理の軽減や円滑化が期待できる。 ・転出者の来庁数が減ることから待合スペースの混雑緩和が期待できる。				
達成目標 (評価指標)	・転出者の来庁数の減少 ・繁忙期(3～4月)における平均待ち時間の縮減				
実工程表 (スケジュール)	R5 年度		R6 年度		R7 年度
	サービス継続		サービス継続		サービス継続

※ワンストップ・・・1 か所で用事が足りる仕組み。

※マイナポータル・・・政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続を行うことができる。

基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

(1)スマート窓口の推進

事業番号	1-5	事業名	窓口手数料等のキャッシュレス化
所管課	総務課(DX)、窓口担当課		
現状と課題	(現状)税納付や証明書発行については、コンビニや一部のキャッシュレスアプリで可能となっているが、窓口でのキャッシュレス化は実施されていない。デジタル化推進計画によると市民意識調査では26.6%の市民が希望している。 (課題)キャッシュレス化は専用端末や POS レジ等の設置が必要であり決済手数料も発生する他、入金のタイミングがずれるなど入金管理が複雑化することへの対応も必要になる。		
取組内容	窓口でのキャッシュレス化について検討した結果、市民課、債権管理課・税務課の証明書等に係る発行手数料を対象として、令和5年4月から先行導入に向け準備を進めている。 令和5年度以降は効果を検証し対象拡大を検討する。(税金収納や支所・出張所等)		
期待される効果	・多様な決済手段を選択できることや窓口での時間短縮など ・POS レジ導入により各会計窓口での対応時間の短縮や当日のレジ集計業務の負担軽減など ・将来的にはスマート窓口との連動による証明書発行窓口や会計窓口の一体化などによる業務効率化や時間短縮、利便性の向上が見込まれる。		
達成目標 (評価指標)	令和5年4月からのキャッシュレス化先行導入、円滑な実施		
実工程表 (スケジュール)	R5 年度	R6 年度	R7 年度
	市民課、債権管理課・税務課に先行導入	効果検証 他の業務(税金収納)への拡大や支所等での導入について検討	効果検証

※キャッシュレス…現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済などで支払いをすること。

※アプリ…アプリケーションソフトウェアの略。メールや地図など、特定の目的をもって作られた専用のソフトウェア(プログラム)のこと。

※POSレジ…「いつ」、「何が」、「いくつ」、「いくらで」販売したかを定量的に把握するシステムと連動したレジのこと。

オンラインによる転出・転入予約の開始について

1. 概要

住民基本台帳法の一部改正を受けて、マイナンバーカード所有者はオンライン（マイナポータル経由）で転出及び転入予約の手続きを同時に行うことが、令和4年政令第324号により令和5年2月6日から全国で始まりました。

これを利用した場合は、転出時の来庁が不要となり、転入時も事前準備による窓口手続き時間の短縮が見込めることから、利用者の利便性向上が図られます。

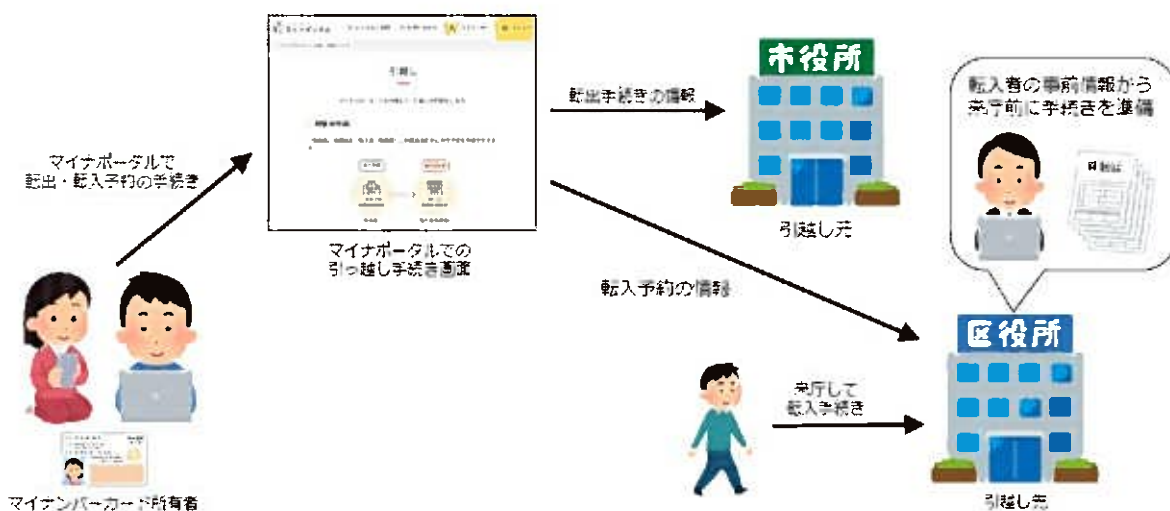
2. 手続きの比較

＜これまで＞



※転出と転入の手続きを行うために2箇所（引越し元、引越し先）の役所への来庁が必要
（例外的に転出手続きは郵送でも可能）

＜これから＞



※転出手続きと転入予約を同時に行うことができ、転出時の来庁は不要

※引越し先の役所では転入手続きを事前に準備でき、来庁時の手続き時間の短縮が可能

3. 市民周知

広報えにわ、FM放送にて周知済み。今後、市HP等でも周知予定。

公金収納及びキャッシュレス化事業について

本年3月末で、北洋銀行市役所内派出所の閉鎖が確定し、4月1日からは会計課収納窓口としてPOSシステム導入による直営方式により同様のサービスを継続し運営いたします。

また、同時に「自治体DX推進計画」等に基づいた、「恵庭市デジタル化推進計画」の一環として市民課・債権管理課での手数料を対象とした窓口のキャッシュレス化を試験的に実施しますので報告いたします。

1. 実施期間について

令和5年4月1日～当面の間

2. 実施場所等について

1) キャッシュレス導入窓口

① 市民課窓口……………各種証明手数料のみ

② 債権管理課窓口……………各種証明手数料のみ

※使用できるキャッシュレスサービス

・クレジット……………JCB・VISA・Master・AMERICAN EXPRESS・Diners Club 全5種

・電子マネー……………nanaco・Edy・WAON・Kitaca・Suica・PASMO・QUICPAY 他13種

・スマートコード(QR)・PayPay・楽天ペイ・d払い・mPay・ゆうちょPay・auPAY・FamiPay

他10種

2) 公金収納窓口

会計課収納窓口(旧北洋銀行派出所)……………手数料を除く公金全般とする。

※ 収納窓口ではキャッシュレスは非対応

3. 導入機器について

1) POSレジ本体……………シャープ製RZ-A395S

2) 自動釣銭機……………グローリー製RAD-300(紙幣)・RT-300(硬貨)

3) クレジット端末機……………パナソニック製JT-C31W

4) その他……………ディスプレイ・CCDスキャナー・認証印字用プリンタ 他

※ システム管理等……………シャープマーケティングジャパン(株)北海道支店

※ キャッシュレス……………(株)札幌北洋カード

4. 実施体制について

手数料については市民課・債権管理課窓口にて、公金等は会計課収納窓口にて対応し引き続き市民サービスの向上に努めて参ります。

市税の納付方法の拡充について

1. 背景

令和 5 年度課税分より、市民の利便性向上を図るため市税の納付方法を拡充します。

2. 拡充する納付方法

(1) : スマホアプリによる納付の拡充

① auPAY 請求書支払い ② d 払い請求書払い ③ 支払秘書 ④ J-coin 請求書払い

(2) : クレジットカードによる納付

(3) : eLTAX による「地方税お支払サイト」を利用した納付

《固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割に限る》

令和 5 年度の市税の納付方法

● 現行の納付方法

・口座振替納付 ・金融機関等の窓口納付 ・コンビニエンスストア納付
・スマホアプリ納付(・PayPay ・LINE Pay)

● 拡充する納付方法

・スマホアプリ納付(・au Pay (請求書支払い) ・d 払い (請求書払い) ・支払秘書 ・J-coin (請求書払い))
・クレジットカード納付
・eLTAX による「地方税お支払サイト」を利用 (「地方税お支払サイト」)

3. 対応税目

	(2) スマホアプリ納付	(3) クレジットカード による納付	(4) eLTAX 《地方税お支払いサイト》
個人市民税 (普通徴収)	○	○	×
固定資産税・都市計画税	○	○	○
軽自動車税種別割	○	○	○
国民健康保険税 (普通徴収)	○	○	×
特 徴	・PC,スマホから対応 可	・クレジットカードの 分割払いにも対応 ・PC,スマホから対応 可	・納付書に印刷されて いる QR コードを使 用。・PC,スマホから 対応可

4. 開始時期 令和 5 年度課税分の納付より対応

5. 市民周知 ・納付書送付時に案内チラシを同封、広報えにわ 4 月号、市ホームページ、Facebook などの SNS サービス

【参考】（拡充する納付方法）

(1) スマホアプリによる納付

納付可能となるアプリ	スマホアプリ事業者	特記事項
 auPAY 請求書支払い	K D D I (株)	納付上限額 30 万円
 d払い 請求書払い	(株) N T T ドコモ	納付上限額 30 万円
 支 払 秘 書	ウェルネット(株)	納付上限額 30 万円
 J-Coin 請求書払い	(株) み ず ほ 銀 行	納付上限額 30 万円

※領収書は発行されません。

(2) クレジットカードによる納付

(株)エフレジが運営する「F－R E G I 公金支払いサイト」から、納付書に記載されている番号を入力してクレジットカード納付することができます。

・取扱可能なクレジットの種類と手数料取扱手数料

納付可能となるクレジット種類		納付額	手数料 (納付者負担)
 VISA	クレジット手数料 (共通)	1 円～10,000 円	110 円
 Mastercard		10,001 円～20,000 円	220 円
		20,001 円～30,000 円	330 円
		⋮	⋮
 JCB		9,980,001 円～9,990,000 円	109,890 円
		9,990,001 円～9,999,999 円	110,000 円
 American Express		納付額 10,000 円までは手数料 110 円 (税込)。以降、納付額 10,000 円ごとに 110 円 (税込) が加算されます。	
 DinersClub		※1 回の納付で 1000 万円以上の納付はできません。また、領収書は発行されません。	

(3) eLTAX を活用した「地方税お支払いサイト」を利用した納付。

・地方税共同機構が運用する「地方税お支払サイト」から納付書に記載された Q R コードを利用した納付（固定資産税・軽自動車税に限る）ができます。

・パソコンやスマートフォンで「地方税お支払いサイト」に接続し納付書の QR コードを読みこむことにより複数の納付手続きをまとめて行うことが可能となります。

・全国の主な金融機関でお支払いすることが可能となります。

eLTAX (イーラックス)：『地方税ポータルシステム』の呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。申告・納付などの手続きは電子的な 1 つの窓口でそれぞれの地方公共団体への手続きができます。また、eLTAX は地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が運用しています。

キャッシュレス決済サービスの拡充について

1. 概要

恵庭市公営企業では水道料金、下水道使用料について平成 14 年より開電算システムへ委託し水道料金等のコンビニ収納を開始したほか、令和 2 年 4 月より同事業者によるバーコード決済（LINEPAY、PAYPAY、PAYB）を開始したところです。

この度、バーコード決済について新たに「J-Coin 請求書払い、d 払い請求書払い、au Pay 請求書支払い、銀行 Pay、楽天銀行コンビニ支払いサービス、FamiPay 請求書払い」について取り扱いを開始いたします。

2. 開始時期

令和 5 年 4 月 3 日（月）より取り扱い開始

3. 費用

1 件 52 円 （別途 基本料金 3,000 円/月）

4. 実施方法

コンビニ収納委託の委託事業者に対し、バーコード決済（LINEPAY、PAYPAY、PAYB）に加え、新たなサービスについて利用申し込みを行います。今回のサービスの追加に伴う設備投資やシステムのカスタマイズ費用などは発生しません。

5. 周知方法について

水道・下水道専用 HP、広報 3 月号、市フェイスブック、えにわか

6. 今後について

総務省においてもキャッシュレス決済を推進しており、恵庭市においても恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略にて利用者サービスの充実「キャッシュレス決済の拡充などによる利用者サービスの充実」を掲げていることから、費用対効果なども検証しつつ収納チャンネルの拡充による利便性の向上を図ってまいります。

ガーデンフェスタ記念事業の実施について

令和4年6月25日から7月24日まで恵庭市をメイン会場として開催された全国都市緑化北海道フェアの取組を振り返り、その成果についての意見を聴取し、今後の恵庭市における都市緑化の意識高揚、花のまちづくりを進めていくために参考となるべき事項を整理することを目的として「その後検討懇談会」を開催いたしました。令和5年度は、懇談会から頂いた提言を踏まえてガーデンフェスタ記念事業として事業を実施していくこととしておりますが、当面実施するものについて次のとおりご紹介いたします。

1. 恵庭市花と緑の記念日を定める条例の制定

全国都市緑化祭で共有した思いを振り返り、恵庭の花のまちづくりの取組を継続し推進していくことを期する日として、本市で全国都市緑化祭が開催された7月13日を記念日として決めました。

今後、記念日にふさわしい取組の実施について検討して参ります。

2. ガーデンフェスタ北海道2022公式テーマソング「花のふるさと」の活用

下記の通りテーマソングの活用を行います。

(1) 実施内容

- ① 小中学校の授業等による活用
- ② 防災無線定時放送での活用
- ③ 市役所庁舎内電話保留音としての活用

(2) スケジュール

令和5年4月以降 広報えにわ、恵庭市ホームページ、町内会回覧等による周知
令和5年7月13日 「恵庭市花と緑の記念日」より、防災無線定時放送及び、市役所庁舎内電話保留音の開始

3. 恵庭花とくらし展の期間延長

恵庭花とくらし展は、本市の「花のまちづくり」を知ることができるイベントであり、これまで33回の開催実績があります。令和5年度の恵庭花とくらし展は、本市において全国都市緑化北海道フェア終了後における花のイベントとしては最大規模となることから、緑化フェアの記念事業として、また、緑化フェアを活かしたまちづくりの施策と

して実施するものです。

令和5年度については、例年2日間の開催であったこれまでの取組に対し、日程・内容共に拡大して開催する方針です。

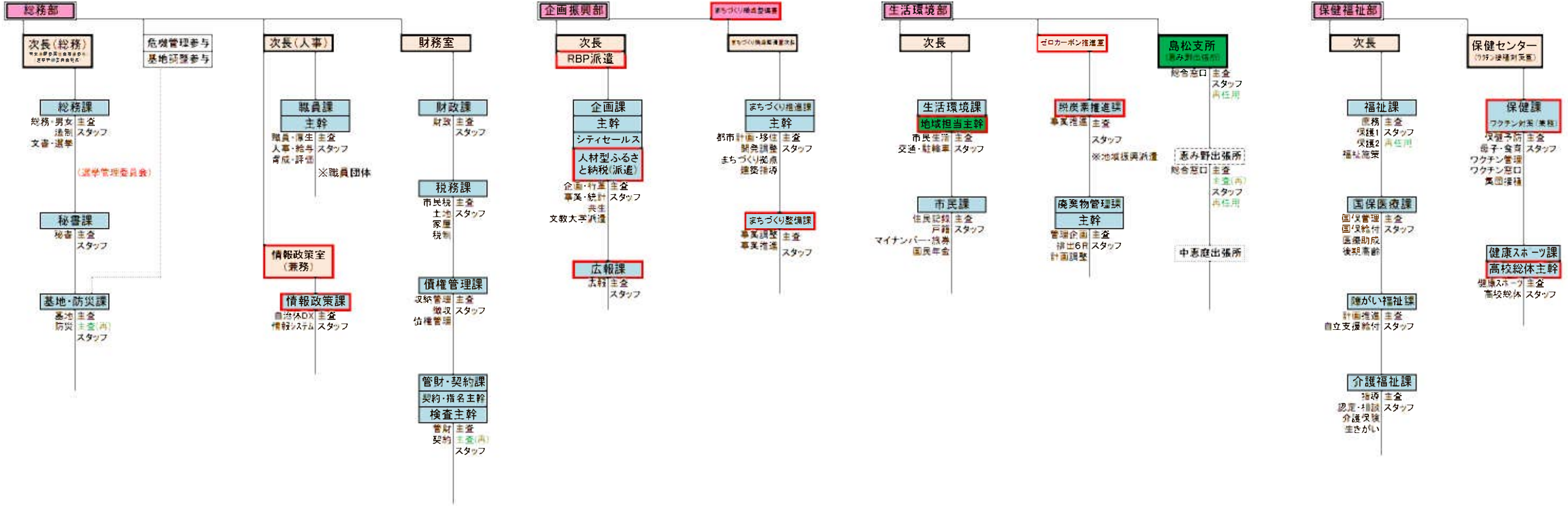
【開催日程】

令和5年6月24日（土）～7月2日（日） 9日間 10：00～17：00

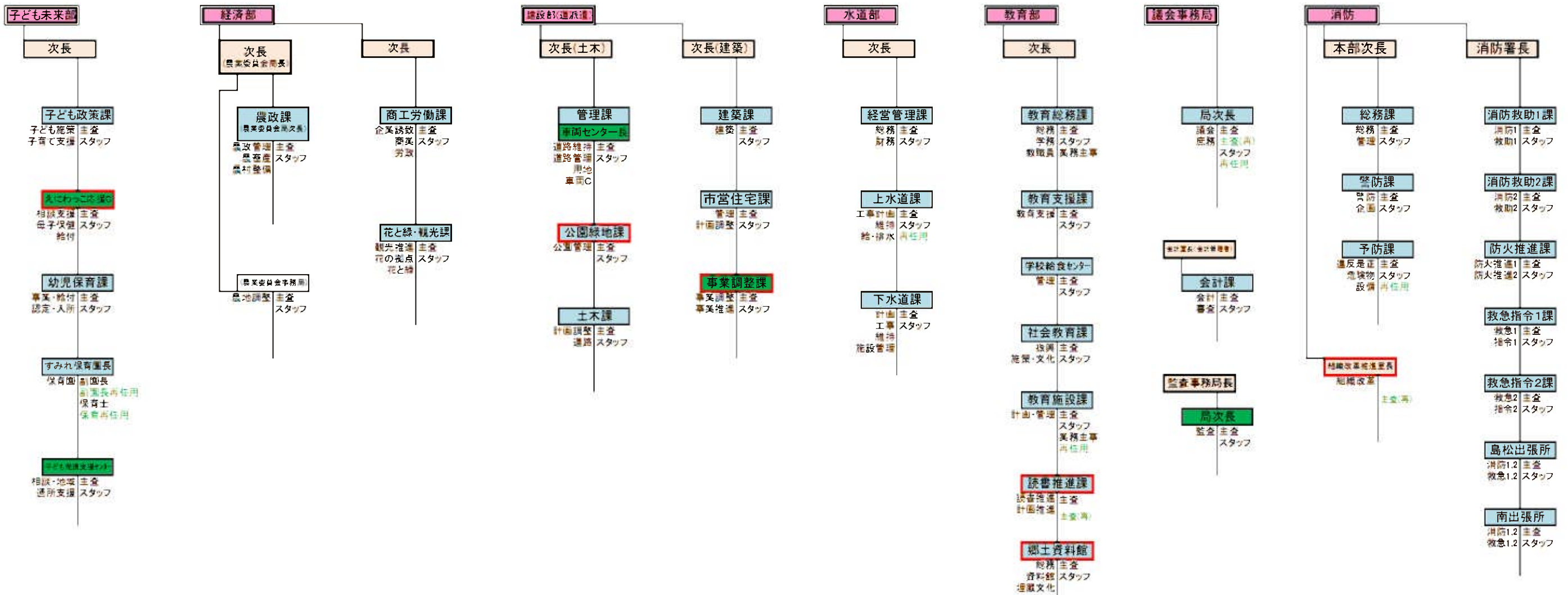
【会場】

花の拠点（はなふる）

令和5年度 恵庭市行政組織機構(案)



令和5年度 恵庭市行政組織機構(案)



恵庭市と北海道文教大学との不登校児童・生徒に係る 「学びの森」支援の共同研究事業に関する協定書締結式について

恵庭市においては、現在学校に通うことのできない児童・生徒が年々増えてきており、そのような状況になった理由も様々であることから、一人ひとりに合わせた対応が求められています。そこで、恵庭市では、北海道文教大学の協力を得て、同大学内に教育支援センター「学びの森」を開設することとしました。

「学びの森」では、一人ひとりの児童・生徒の状況を考慮しながら、基本的な生活習慣や教科学習、集団活動について支援を行い、児童・生徒が学び成長する場の一つとして位置付けます。

つきましては、協定書の締結式を開催しますので、振るうての取材をよろしくお願い致します。

【締結式の日程・場所等】

日 時 令和5年3月29日（水） 11時から

場 所 北海道文教大学 本館1階 会議室[羊蹄]
恵庭市黄金中央5丁目196番地の1

出席者

恵庭市

恵庭市長	原 田 裕
恵庭市教育委員会教育長	岩 淵 隆
恵庭市教育委員会教育部次長	大 嶋 克 幸

北海道文教大学

学 長	渡 部 俊 弘
子ども発達学科長	加 藤 裕 明

北海道文教大学 公式ホームページ
<https://www.do-bunkyo.ac.jp/>



連絡先 北海道文教大学企画調整部（本間・小林）
恵庭市黄金中央5丁目196-1
Tel 0123-34-0059
mail kikakutyosei@do-bunkyo.ac.jp

北海道文教大学内に

教育支援センター 学びの森

開設日：学校休業日の月曜日から金曜日
 開設場所：北海道文教大学 本館4階教職センター
 開設時間 10:00～11:40



場 所

本館(6号館)一番高い建物の4階教職センター。入館する時はそのまま直行してください。

ご相談は恵庭市教育委員会 教育支援課

恵庭市新町10番地 電話 0123-33-3131 内線 1633

1、「学びの森」って？

恵庭市においては現在学校に通うことのできない児童生徒が年々増えてきています。そのような状況になった理由も様々で、一人ひとりに合わせた対応が求められています。

恵庭市では不登校対策として適応指導教室「ふれあいルーム」を有明町に開設していますが、新たに文教大学の協力を得て文教大学内に「学びの森」を試行開設します。

一人ひとりの児童生徒の状況を考慮しながら、基本的な生活習慣や教科学習、集団活動について支援を行います。「学びの森」は、児童生徒が学び成長する場の一つとして位置付けられます。

2、どんなことをするの？（めあて）

- (1) 一人ひとりの状況に合わせてながら、基礎学力の定着を目指します。
- (2) 様々な集団活動や体験活動を通して、広く興味・関心を持つことを目指します。
- (3) 心身ともに落ち着くことができる環境の中で交流を重ね、周りの人と関係を築きながら、社会で生活していくための力や自信をつけることを目指します。

3、対象は？

様々な理由により、学校・学級に入ることのできない児童生徒を対象としています。



4、「学びの森」の概要

- (1) 名 称 教育支援センター
「学びの森」
- (2) 所 在 地 恵庭市黄金中央5丁目196番地1
北海道文教大学内 本館 4階 教職センター
※お問い合わせは、恵庭市教育委員会教育支援課にご連絡ください。
TEL: 0123-33-3131 (内線 1633)
- (3) 開 設 令和5年4月1日

5、開室日等

- (1) 開 室 日 月曜日から金曜日
- (2) 開室時間 10時から11時40分まで
- (3) 休 業 日 市内小中学校に準じた休業日
 - ・土曜日、日曜日、祝日
 - ・夏季、秋季、冬季及び学年末・学年始め休業期間
 - ・文教大学休講

6、主な活動

教科学習 一人ひとりの状況に合わせた学習（算数・数学、英語を中心に）
基本的には自習 ワークを持参し分からないところを指導員が教えます。

7、指導員

専任指導員が支援・指導にあたっています。

児童生徒一人ひとりに合わせた対応を心がけています。



島松「憩の家」に 教育支援センター(適応指導教室)

ステップルーム

(1月20日から開設
月曜日～金曜日まで 10:00～11:40)

試行開設



島松「憩の家」2階地域活動室
恵庭市島松東町 1丁目1-15
島松駅と恵庭北高校の中間地点
井上モーターサイクル隣り



ご相談は恵庭市教育委員会 教育支援課
恵庭市新町10番地 電話 0123-33-3131 内線 1633

1、「ステップルーム」って？

恵庭市では、現在学校に通うことのできない児童生徒が増えています。通えない理由は様々で、一人ひとりに合わせた対応が必要です。そのための施設が教育支援センター「ステップルーム」です。一人ひとりに合わせて、基本的生活習慣の確立や教科学習、集団活動についてゆっくりじっくり支援いたします。児童生徒が自ら学び成長する場の一つです。

2、どんなことをするの？（めあて）

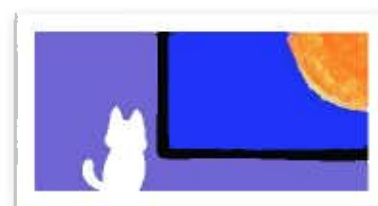
- (1) 一人ひとりの状況に合わせて、基礎学力の定着を目指します。
- (2) 様々な集団活動や体験活動を通して、広く興味・関心を持つことを目指します。
- (3) 心身ともに落ち着くことができる環境の中で交流を重ね、周りの人と関係を築きながら、社会で生活していくための力や自信をつけることを目指します。

3、対象は？

様々な理由により、学校・学級に入ることのできない児童生徒を対象としています。

4、「ステップルーム」の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 教育支援センター（適応指導教室）
「ステップルーム」 |
| (2) 所 在 地 | 恵庭市島松東町 1 丁目 1 - 1 5
島松憩の家 2 階 地域活動室 |
| (3) 開 設 | 令和 5 年 1 月 2 0 日（金） |



5、開室日等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 開 室 日 | 月曜日から金曜日 |
| (2) 開室時間 | 10時から11時40分まで |
| (3) 休 業 日 | 市内小中学校に準じた休業日
・土曜日、日曜日、祝日
・夏季、秋季、冬季及び学年末
学年始め休業期間 |



6、主な活動

教科学習 一人ひとりの状況に合わせた学習（算数・数学、英語を中心に）
基本的には自習 ワークを持参し分からないところを指導員が教えます。

7、指導員

恵庭市教育委員会青少年指導員が支援・指導にあたります。
児童生徒一人ひとりに合わせた対応を心がけます。

8、問い合わせ先

恵庭市教育委員会教育支援課にご連絡ください。

TEL：0123-33-3131（内線1633）